法人税法施行令第百四十九条第二項第一号	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される第百四十九条第二項第一号	
法第六十九条の二第一項	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第六十九条の二第一項	
法人税法施行令第百四十九条第三項の表第三項の項	第百四十九条第二項第一号	防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される第百四十九条第二項第一号
（法	（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法	
法人税法施行令第百九十二条の二	第六十九条の二第一項（「とあるのは、「特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法	
法人税法施行令第二百一条の二各号	係る所得税の額	防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される第百四十九条第二項第一号
法第百四十四条の二の二第一項	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第百四十四条の二の二第一項	
法人税法施行令第二百一条の二第二項	防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される第二百一条の二第二項第一号	
法人税法施行令第二百一条の二第三項の表第二項の項	第二百一条の二第二項第一号	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される第二百一条の二第二項第一号
（法	（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法	
法人税法施行令第二百一条の二第三項の表第三項の項	第二百一条の二第二項第一号	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二百一条の二第二項第一号
（法	（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法	
地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）第四条第一項及び第二項	おける防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される	
相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第十四条第三項	納税猶予分の所得税額並びに同法	納税猶予分の所得税額（当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る特別措置法第五条の十五第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用に係る防衛特別所得税の額を含む。以下この項及び同号ロにおいて同じ。）を

同法第百三十七条の二第十三項	所得税法第百三十七条の二第十三項（特別措置法第五条の十五第七項において準用する場合を含む。同号イにおいて同じ。）	
同条第一項	所得税法第百三十七条の二第一項	
第百三十七条の三第十五項	第百三十七条の三第十五項（特別措置法第五条の十五第九項及び第十項において準用する場合を含む。同号ロにおいて同じ。）	
なった同条第四項	なった所得税法第百三十七条の三第四項	
相続税法第三十五条第四項第一号	の規定（）の規定及び特別措置法第五条の十八第四項（期限後申告及び修正申告等の特例）において準用する所得税法第百五十一条の五第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定	
相続税法第三十五条第四項第二号	の規定（特別措置法第五条の十八第四項において準用する場合を含む。）の規定	
相続税法第三十五条第四項第三号	の規定（）の規定	以下この号において同じ。）の規定及び特別措置法第五条の十八第六項において準用する所得税法第百五十一条の六第一項の規定
相続税法第三十五条第四項第四号	の規定（特別措置法第五条の十八第六項において準用する場合を含む。）の規定	
相続税法第三十五条第四項第五号	の規定（）の規定	以下この号において同じ。）の規定及び特別措置法第五条の十九第六項（更正の請求の特例）において準用する所得税法第百五十三条の五の規定
相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第三条第一項第一号	所得税額	所得税額及び当該所得税額に係る防衛特別所得税額
相続税法施行令第三条第二項	相続等納税猶予分の所得税額	相続等納税猶予分の所得税額（当該相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の十五第十項（申告による納付等）（同条第十一項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用に係る防衛特別所得税の額を含む。第八条第三項において同じ。）を
地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十九第二項	控除限度額（	控除限度額に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下この項及び第四十八条の九の二第二十三項において「復興財確法」という。）第十四条第一項の政令で定めるところにより計算した金額及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下この項及び第四十八条の九の二第二十三項において「特別措置法」という。）第五条の十一第一項の政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額（